

中学校

同年の生徒で編制する学級
二の学年の生徒で編制する学級
すべての学年の生徒で編制する学級
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級

四十人
二十人
十五人
十人

第三条第三項中「十人」を「八人(心身に二以上の政令で定める故障がある児童又は生徒で編制する学級については、五人)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の場合においては、都道府県教育委員会、第二項の表の下欄に掲げる数に二人を加えた数をこえる数又は前項に規定する数に二人を加えた数をこえる数をもつて、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めることができない。

第四条中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小中学校に置く

学 校 規 模

五学級以下の学校
六学級から八学級までの学校
九学級から十四学級までの学校
十五学級から十七学級までの学校
十八学級から二十学級までの学校
二十一学級から二十六学級までの学校
二十七学級から三十学級までの学校
三十一学級から三十四学級までの学校
三十五学級から四十学級までの学校
四十一学級から四十四学級までの学校
四十五学級以上の学校

乗 ず る 数

一 二 三 四 五 六 七 八 十 十二 十四

四 五学級以下の分校の総数に一を乗じて得た数
五 学校(分校を除く)の総数に一を乗じて得た数と二十学級以上の学校(分校を除く)の

第七条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置く
総数に一を乗じて得た数と政令で定める学校給食が実施される学校の総数に一を乗じて得た数との合計数

べき教職員の総数(以下「中学校教職員定数」という。)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)を標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ご

の総数を定めなければならない。
一 学校(分校を除く)の総数に二を乗じて得た数
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学 校 規 模

一学級の学校
二学級の学校
三学級の学校
四学級の学校
五学級の学校
六学級の学校
七学級の学校
八学級の学校
九学級の学校
十学級の学校
十一学級の学校
十二学級の学校
十三学級の学校
十四学級の学校
十五学級の学校
十六学級の学校
十七学級の学校
十八学級の学校
十九学級の学校
二十学級の学校
二十一学級の学校
二十二学級の学校
二十三学級の学校
二十四学級の学校
二十五学級の学校
二十六学級の学校
二十七学級の学校
二十八学級の学校
二十九学級の学校
三十学級の学校

乗 ず る 数

四 五 六 八 九 十一 十二 十四 十五 十七 十八 二十 二十一 二十三 二十四 二十六 二十八 三十 三十一 三十二 三十四 三十五 三十七 三十八 四十 四十二 四十三 四十五 四十七 四十九

三 学校規模が三十学級をこえる学校の数に二十一を乗じて得た数に当該学校の学級総数を加えた数

四 学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数と十二学級以上の学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数と政令で定める学校給食が実施される学校の総数に一を乗じて得た数との合計数

第八条 各都道府県ごとの、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて

得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）を標準として定めるものとする。

一 学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数

二 学校総数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の部の総数に一を乗じて得た数と寄宿舎の総数に一を乗じて得た数との合計数

三 小学部の学級総数に一を乗じて得た数

四 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとの、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

十二学級の部	二十二
十三学級の部	二十四
十四学級の部	二十五
十五学級の部	二十七
十六学級の部	二十九
十七学級の部	三十一
十八学級の部	三十三
十九学級の部	三十五
二十学級の部	三十七

五 中学部の部の規模が二十学級をこえる部の数に十九を乗じて得た数に当該部の学級総数を加えて得た数

六 寄宿舎の総数に三を乗じて得た数

七 肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校ごとの児童又は生徒の数に八分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

八 寄宿舎ごとに寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数に四分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とし、その数が八に達しない場合にあつては八とする。）の合計数

九 学校総数に一（肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、二）を乗じて得た数と寄宿舎の総数に一を乗じて得た数との合計数

第九条を削る。

第十條の見出しを削り、同条中「第八條」を「前條」に、「次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする」を「第一号に掲げる者に係るものを含み、第二号に掲げる者に係るものを含まないものとする」に改め、同条を第九條とする。

第十一條を削り、第十二條を第十條とする。

附則

（施行期日）

- この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。
- 昭和四十一年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置
- 昭和三十二年三月三十一日までは、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三條第二項の表中「同学年の児童で編制する学級一十四人」とあるのは「同学年の児童で編制する学級一十四人」と、「同学年の生徒で編制する学級一十四人」とあるのは「同学年の生徒で編制する学級一十四人」と読み替え、同条第三項中「八人」とあるのは「十人」と読み替えるものとする。
- 前項に規定する日までは、新法第六條各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百七十を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用せず、同条第五号中「学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数と二十学級」とあるのは「六学級」と読み替えるものとする。

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部	二
	六学級又は七学級の部	三
	八学級又は九学級の部	四
	十学級又は十一学級の部	五
	十二学級から十四学級までの部	六
	十五学級又は十六学級の部	七
	十七学級又は十八学級の部	八
	十九学級から二十一学級までの部	九
	二十二学級又は二十三学級の部	十
	二十四学級又は二十五学級の部	十一
	二十六学級から三十学級までの部	十二
	三十一学級以上の部	十三
中学部	一学級の部	四
	二学級の部	五
	三学級の部	七
	四学級の部	八
	五学級の部	十
	六学級の部	十二
	七学級の部	十三
	八学級の部	十五
	九学級の部	十六
	十学級の部	十八
	十一学級の部	二十

学 校 規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学校	一

六学級から十二学級までの学校
十三学級から十六学級までの学校
十七学級から二十一学級までの学校
二十二学級から二十六学級までの学校
二十七学級から三十一学級までの学校
三十二学級から三十七学級までの学校
三十八学級から四十四学級までの学校
四十五学級以上の学校

二 三 四 五 六 七 八 十

4 附則第二項に規定する日までは、新法第七条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百六十五を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第二号の規定

の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第三号中「二十一」とあるのは「十八」と、同条第四号中「学校（分校を除く）」の総数に一を乗じて得た数と十二学級以上の学校」とあるのは「学校」と読み替えるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
一学級の学校	三
二学級の学校	五
三学級の学校	六
四学級の学校	七
五学級の学校	八
六学級の学校	十
七学級の学校	十一
八学級の学校	十三
九学級の学校	十四
十学級の学校	十六
十一学級の学校	十七
十二学級の学校	十八
十三学級の学校	二十
十四学級の学校	二十一
十五学級の学校	二十三
十六学級の学校	二十四
十七学級の学校	二十六
十八学級の学校	二十八
十九学級の学校	二十九
二十学級の学校	三十
二十一学級の学校	三十二

二十二学級の学校	三十三
二十三学級の学校	三十五
二十四学級の学校	三十六
二十五学級の学校	三十八
二十六学級の学校	四十
二十七学級の学校	四十一
二十八学級の学校	四十三
二十九学級の学校	四十四
三十学級の学校	四十六

5 附則第二項に規定する日までは、新法第八条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の

表により、同条第五号中「十九」とあるのは「十六」と、同条第八号中「四分の一」とあるのは「五分の一」と読み替えるものとする。

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小学部	六学級以下の部 七学級から十学級までの部 十一学級から十三学級までの部 十四学級から十六学級までの部 十七学級から十九学級までの部 二十学級から二十三学級までの部 二十四学級から二十六学級までの部 二十七学級から三十学級までの部 三十一学級以上の部	二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十
中学部	一学級の部 二学級の部 三学級の部 四学級の部 五学級の部 六学級の部 七学級の部 八学級の部 九学級の部 十学級の部 十一学級の部 十二学級の部	三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

十三学級の部	二十二
十四学級の部	二十三
十五学級の部	二十五
十六学級の部	二十六
十七学級の部	二十八
十八学級の部	三十
十九学級の部	三十二
二十学級の部	三十四

(昭和四十二年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置)

6 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、新法第三条第二項の表中「同年の児童で編制する学級一四十二人」とあるのは「同年の児童で編制する学級一四十二人」と読み替え、同条第三項中「八人」とあるのは「九人」と読み替えるものとする。

7 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、新法第六条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と読み替え、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百八十五を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用せず、同条第五号中「学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数」とあるのは「学校」と読み替えるものとする。

三十一日までは、新法第六条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と読み替え、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百八十五を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用せず、同条第五号中「学校（分校を除く。）の総数に一を乗じて得た数」とあるのは「学校」と読み替えるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学校	一
六学級から十学級までの学校	二
十一学級から十五学級までの学校	三
十六学級から十九学級までの学校	四
二十学級から二十三学級までの学校	五
二十四学級から二十八学級までの学校	六
二十九学級から三十三学級までの学校	七
三十四学級から三十七学級までの学校	八
三十八学級から四十学級までの学校	九
四十一学級から四十四学級までの学校	十
四十五学級以上の学校	十一

8 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、新法第七條各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と読み替え、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百八十五を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第三号

の「百分の百八十五を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第三号

中「二十一」とあるのは「二十二」と、同条第四号中「十二学級」とあるのは「十六学級」と読み替えるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
一学級の学校	四
二学級の学校	五
三学級の学校	六
四学級の学校	八
五学級の学校	九
六学級の学校	十一
七学級の学校	十二
八学級の学校	十三
九学級の学校	十五
十学級の学校	十六
十一学級の学校	十八
十二学級の学校	十九
十三学級の学校	二十
十四学級の学校	二十二
十五学級の学校	二十三
十六学級の学校	二十五
十七学級の学校	二十七
十八学級の学校	二十九
十九学級の学校	三十
二十学級の学校	三十一
二十一学級の学校	三十三
二十二学級の学校	三十四
二十三学級の学校	三十六
二十四学級の学校	三十七
二十五学級の学校	三十九
二十六学級の学校	四十一
二十七学級の学校	四十二
二十八学級の学校	四十四
二十九学級の学校	四十五
三十学級の学校	四十七

9 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、新法第八條各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第五号中「十九」とあるのは「十七」と読み替え

と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第五号中「十九」とあるのは「十七」と読み替え

るものとする。

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部	二
	六学級から八学級までの部	三
	九学級から十一学級までの部	四
	十二学級又は十三学級の部	五
	十四学級から十六学級までの部	六
	十七学級から十九学級までの部	七
	二十学級から二十二学級までの部	八
	二十三学級又は二十四学級の部	九
	二十五学級又は二十六学級の部	十
	二十七学級から三十学級までの部	十一
	三十一学級以上の部	十二
中学部	一学級の部	四
	二学級の部	五
	三学級の部	六
	四学級の部	八
	五学級の部	九
	六学級の部	十一
	七学級の部	十二
	八学級の部	十四
	九学級の部	十五
	十学級の部	十七
	十一学級の部	十九
	十二学級の部	二十一
	十三学級の部	二十三
	十四学級の部	二十四
	十五学級の部	二十六
	十六学級の部	二十八
	十七学級の部	二十九
	十八学級の部	三十一
	十九学級の部	三十三
	二十学級の部	三十五

10 (教職員の前年度における定数が標準定数をこえる場合の経過措置)
都道府県の教育委員会は、昭和四十三年三月

三十一日までは、毎学年、当該都道府県内の公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合において、地方教育行

政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十一条第一項の条例において定められた昭和四十一年及び昭和四十二年の各年の三月三十一日に終わる学年に係る当該都道府県内の公立の小学校又は中学校のそれ

ぞれの教職員の定数(以下「前年度における定数」という。)が新法第六条、附則第三項若しくは附則第七項又は新法第七條、附則第四項若しくは附則第八項の規定により算出した数を超えるときは、当該年度の一学級の児童又は生徒の数の基準が新法第三條第二項の表の下欄に掲げる数を下ることとならない限度において、小学校教職員定数又は中学校教職員定数の標準となるべき数が当該前年度における定数に達するまで、学級規模の適正化を行なうものとする。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律の一部改正)

11 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出し及び項番号並びに附則第二項及び附則第三項を削る。

理由

公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置を一層適正化し、義務教育の水準を向上させるため、一学級の児童又は生徒の数の標準となるべき数を引き下げ、また、教職員定数の標準となるべき数を引き上げるようその算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百十四億円の見込みである。

○八田委員長 提出者から提案理由の説明を聴取いたします。長谷川正三君。

○長谷川(正)議員 ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下標準法という。)の一部改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

今日、世界の科学、産業、文化の進展はめまぐるしいものがあり、国際社会におけるわが国の地位の向上をはかるためには、その基礎となる教育の振興について格別の努力がはからなければならないことは論をまたないところであります。

しかるに現状を見ますと教育条件の整備は決して十分とはいえず、施設設備の貧困にも増して学級編制基準並びに教職員の配置基準については劣悪な状態にあると言わねばなりません。

試みにわが国の学級編制基準を諸外国の編制基準と比較してみますと、各国より十人ないし十五人を上回っているのが現状であります。また教職員の配置基準についても全く同様なことがいえます。

今日、週四十時間制の実施は世界の趨勢であり、いち早く社会主義諸国、欧米資本主義の先進諸国においては実現をみているところです。ところが現行教職員定数の配置基準では、週三十時間をこえる授業時間さえ生じています。さらに授業前準備、事後処理、雑務等を加えますと、実におびただしい超過労働を行なっており、文部省が先に調査した教職員勤務量調査の結果においても、週十一時間余りの超過労働となっておりあります。

以上のような悪条件を改善し、教育水準の向上をはかるため、昭和三十三年に標準法が制定され、さらにさきの第四十五国会において同法が改正され、一学級五十人の学級編制基準を四十五人にするともに、教職員定数の算定基準を改善したのでありますが、いまだもって十分なものということはできません。

よって、この際、学級編制及び教職員定数の標準

準の、なお一その適正化をはかるため所要の改正を加え、もって国際水準に近づけることはきわめて適切な処置であると考え次第であります。次に法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、学級編制に関する標準について、一学級の児童または生徒数を四十名とすることであり

第二は、教職員定数の標準について、学校の総数に二を乗じて得た数を加えるとともに、学校規模別の乗する数を改善する等、所要の改正を行なうこととあります。

特に、養護教諭、事務職員はこれを必置することとし、なお、新たに学校給食事務職員を確保しようとするものであります。

本案を昭和四十一年五月一日から施行することによって、教職員定数は約十二万五千人の増加となりませんが、もちろんこれらにつきましても、教員養成機関における養成可能人員を考慮したことは申すまでもありません。

なお、この法律施行に要する経費は、初年度約百十四億円、総額は約二百四十六億円の見込みであります。

以上が法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○八田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○八田委員長 次に、国立劇場法案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 国立劇場法案が提出されました、わが国の古い、しかも価値ある芸能が保存されるというところはけっこうであります、しかし当初からの劇場の設置が各方面から要望され、そのために種々の手続がとられて、本法案が提出されるに至ります経過をいまでもいろいろと

伺ってまいりましたのでありますが、少なくとも国立劇場というそのことばから受ける国民の一般的イメージから申しますと、これはわが国の芸術の伝統的なものともなり、現代におきましてのあらは将来に向かっている国の芸術の非常にすぐれたものがここに集中的に育てられるというように、これをイメージとして持つと思ふのであります。

もとより芸術の基礎には真に自由な創造的活動というものが根底になくはなりませんから、芸術そのものは、何も国が一つの国の権力を持ってこれを統制したりあるいはこれを特殊な方向に育てるというようなことは、これは厳に戒めなければならぬことと思ふべきで、しかしながら、反面また、国立劇場というからには、非常に広い分野の国民の期待にこたえ得るものでなければならぬという一面もまた見落としてはならないと思ふわけであります。そういう面から見ますと、今回いよいよ煮詰まって出てきましたこの法案は、伝統芸能というような意味も非常に狭く厳密に限定された解釈のもとに、劇場の設置なり今後の運営が考えられておるようでありまして、この点についてすでにこの法案の内容が明らかにされますと、各方面から非常にそれに対する不満、批判というものが起こり、また将来に対しての心配がわき起こっておるというのが現状ではないかと思ふます。そういう点につきまして、どうして私も私どももこのように狭く狭くした点についての理由が十分胸に落ちませんので、それにつきまして、すでにかなりの論議が尽くされてきておると思ふますけれども、再度担当者並びに大臣のほうから、要約して本法案をこのような形にした意義をお答えいただきたいとともに、現在起こっておりますたとえはもう少し広い分野を含むような考え方がないのかあるのか、その点について具体的に明確にお答えをお願いしたいと思います。

○村山政府委員 経過につきまして、簡単に御説明申し上げます。

すでに経過概要につきましては資料も差し上げてございまして、この問題は、話の発端は明

治にさかのぼるわけでありまして、今回の国立劇場の設立計画といたしましては、大抵昭和三十年ごろそのための調査費が計上されてから始まるものでございます。

調査費が計上されまして、まず昭和三十年に芸術施設調査研究協議会という事実上の懇談会をつくりましていろいろ相談いたしました。次に翌年の三十一年の四月に国立劇場設立準備協議会というものが閣議決定によりまして審議会に準じた組織としてつくられまして、これから話がだんだんと具体的に検討されるに至ったのであります。そこで最初に問題になりましたのは、何をやるべきかということ、敷地をどこにするか、どう

いう構想の建物をつくるかというようなことを中心として検討されました。最初にまとまった考え方が出たのは、三十一年の八月にその準備協議会の中間答申といたしまして、大小二つの劇場をつくる、これはいづれも伝統芸能を中心としたものであったのであります。これに對しまして、伝統芸能だけでは国立劇場としては不十分である、現代芸能、洋楽、洋劇等も入れるべきであるという議論が起こりまして、それらを含めて検討されました。並行的に敷地の検討がなされたわけでありまして、敷地をいたしましては、昭和三十三年の十一月に、現在の千代田区豊町に約三万二千平方メートルの敷地が、国有財産中央審議会できまりました。

敷地がきまりましたので、準備協議会におきまして、やや具体的に内容の検討をしたのであります。このころから現代芸能を加えるべきだという意見がかなり強く前向きになってまいりました。三十四年の六月には、現代芸能を含めた四つの劇場を含む一番大きい計画が協議会によって答申されたわけでありまして、これを敷地に当てはめていろいろ検討してまいりますと、建築基準法その他の関係で、そういうものは技術的に現在きまつておる敷地ではできない。それからそもそも国立劇場のあり方につきましても、何を重点的にやるか、いかなる理念でやるべきかというようなこと

がいろいろ論議されまして、最終的には三十六年二月に、まず伝統芸能を主体とする大小二つのホールを持つ国立劇場の設立案がきまつたわけでございます。

そこで、この準備協議会の決定案に基づきまして、建物の建築計画につきまして公募いたしました。案がきまり、大蔵省と予算の折衝をいたしまして、現在見られるような建物の設立計画が三年計画で行なわれることにきまりまして、必要な予算が計上されて、本年の九月には建物は竣工する。建物竣工を待って業務を開始すべく関係の法律案が提案された、こういう経過になっておるわけでありまして。

そこで問題は、三十六年に現代芸能関係を当面の国立劇場計画からはずした以後どうするかという問題であります。これをどうするか十分決定せずに、とりあえず伝統芸能で発足するということになったと私どもは承知しております。現代芸能の取り扱いにつきましては、これはもちろん振興にとむべきものであります。いかなる形で振興するかというようにつきましては、将来の研究課題として残されるに至ったのでございます。

○長谷川(正)委員 ただいまの事務局長からの御答弁は、すでにいままでも何回か御説明のあったことの繰り返しであつたように承つたわけでありまして、私が特に伺いましたのは、すでに三十四年の六月、準備会の答申では、先ほどお答えがありましたように、一から四まで、現代芸能を含めまして構想が立てられた。ところがそれが建築基準その他の関係で、予定された敷地ではできないというところで、三十四年の九月八日の結論と申しますか、二つ案がありまして、その第一案のほうも、現代芸能を伝統芸能と並べて、むしろ現代芸能のほうが二千人収容の案を出しておる。それがだめな場合には第二案として伝統芸能の二つというものが答申され、その後さらに修正されて最終的にいまのような形になったという御経過でありますので、この落とされた部分が敷地の制約ということ

ろからきているのか、予算の制約というところからきているのか、あるいは基本的な方針の変更というところから、考え方の相違からきているのか、この点をまず明らかにしたい。また、この点も、もしこれが敷地並に予算等の制約でできるとすれば、当然将来について、最初の大きい構想を十分生かすという考え方がこれになければならぬと思うのです。そういう点はどうかというのをもう一ぺん局長並びに大臣の御決意も含めて伺えたら伺いたいと思います。

○村山政府委員 現代芸能まで含めた非常に大きな国立劇場の創設計画は、設立準備協議会の答申としては提案されたわけでありまして、それを受けて、文化財保護委員会を含めまして文部省においてどうするかという段階になりました。そういうものまで含めた国立劇場をつくるべきであるという方針がきまったことは、私は承知してないわけでありまして、文部省として、国立劇場設立計画として最終的にきめたのは、現在のような形の伝統芸能を主たる対象とする国立劇場案である、かように承知いたしておる次第であります。

そこで、なぜそうしたかという問題につきましては、一つは何と申しまして敷地や予算の制約の問題があらうかと思ひます。現代芸能のほうは、つくとすれば、小さいものでは極端にいえば意味をなさない、かなり大きいものでなくてはならぬ、こういう御要望があつたわけでありまして、そこで、さくばらん申し上げれば、伝統芸能のほうと比較的小さいもので済むという点が一つあつたように聞いております。それから伝統芸能と現代芸能が同時にできないとすれば、どちらがより緊急であるかという、これは比較考量的の問題であります。それが、これは何と申しまして手伸ばさなければならぬ、これは現代芸能のほうで先であるということ、これは現代芸能の関係者も含めまして了承された線であるというぐあいに承知しております。

そこで最後の問題は、現代芸能というものを保存、振興、育成というような面で伝統芸能と全く

同じに扱うのかどうかという点であります。その点につきましては必ずしも十分解明されませんが、どちらかといえば敷地の制約とか、それから取り上げやすいほうを取り上げるとか、それから、より切実なものを先にやるというようなことから、まず伝統芸能をやるというぐあいにきまつたものと、私はかように承つておるわけでありまして、その線では現在の計画が進められております。

そこで、いま法案の問題で、議論としてあつたものをなぜ残さないようにのけたかという問題であります。まあこれは法案の性格でありまして、何と申しませんが、基本的なものあるいは憲章的なものであれば、これは将来の構想まで含めた立法をなす例もありまして、国立劇場法案は、何と申しまして特殊法人である国立劇場の設置、それからそのなすべき業務を中心とした法案でありまして、その法案の表現は、現在やろうとしておる業務を忠実に反映したものでなければならぬわけでありまして、現在考えておりますのは、伝統芸能の自主公演、伝承者の育成、調査、研究というようなことでありまして、それ以外のことは付帯業務として考えておるわけでありまして、主たる業務のほうを目的にも掲げて、付帯業務のほうは目的に掲げるまでもなく、実際の運営の問題であるということで、法案の表現の中では出ておらないわけでありまして、さればといつて、現代芸能を全くシャットアウトするような考えは毛頭ございませんので、でき得る限り現代芸能の利用にも供するように運営をはかつていく所存でございます。

○中村(梅)國務大臣 参議院のほうから迎えに来ておりますので、一言私からお答えを申し上げます。暫時退席をさせていただきたいと思ひます。いままで山村局長から御説明申し上げてまいりましたし、また資料としてもお配りしてございます。昭和三十六年のころに伝統芸能を中心とする国立劇場にしようという結論になつたわけでありまして、ここに至るまでには、いろいろな御承知のような経過があつたわけですが、したがって、新劇というものを忘れておつたわけではないというところは、過去の経過を見ても明らかだと思ひます。ただ場所等の関係、あるいは建築率等の関係で、どうしてもこの程度の設備しかできない。そうだとするならば、やはり、ほうっておけばだんだん衰亡して、伝承者もなくなつてしまつたろうというおそれのある伝統芸能を中心とした劇場にしようというところになつて、その結論づけられたのが昭和三十六年です。新劇も一緒にあそこのでやれというのだったら、そのころから運動なり声が起こらなければならなかつたのですが、そのころの協議会には新劇関係の方々が代表者が入つておりまして、議論を尽くした結果、どうもこれではかたがたない、さしあたりはやはり何と申すか、文化財保護のような意味で、ほうっておけば古いものが国の伝統ある芸能というものが消えてしまふ、これはやはり自主公演をやつたり、伝承者の養成をやつたりして保存をするほうが先決問題だろうというところに全体の意見が一致して、この国立劇場の構想が固まり、すでにその構想で建築も完成をしてきたという現状であるわけでございます。この劇場としては、やはり自主公演をする劇は伝統芸能を自主公演する、あるいは伝承者の養成をする。しかしあつた日もできるわけですから、まあ大体的な構想では、多分三分の一くらいは新劇等にも、舞台が活用できる限りは活用して使用をさせる。しかし自主公演ということではやはりこのように経過にかんがみまして、伝統芸能だけの自主公演、特殊法人の責任を持つて主権をするものは伝統芸能にしよう、こういうことになつております。この経過等から見て、今後劇関係については、この経過等から見て、今後引き続きひとつ世論あるいは関係者の熱意等を聞きながら、慎重に検討するべき問題であらう、こう思つておるような次第でございます。

なお、間もなく本会議が終りましたら、後刻

参りますが、一応それだけお答えをいたしました。失礼いたしましたと思ひます。

○長谷川(正)委員 大臣が退席されましたから、ごく基本的な方針についてはまた大臣がおいでになつてから御質問しなければならぬと思ひますが、その間時間があるようですから、少し御質問を続けさせていただきます。

そこで、いまのお話を伺いますと、要するに今回の国立劇場は国立劇場という名ですけれども、これは国立古典劇場と申しますか、伝統芸能劇場、そういう名前にはあまり適切な名前じゃないでしょうが、まあいけば内容にふさわしい名前を冠すればそういうことになるのじゃないかというふうに考えるわけでありまして、そして新劇その他の現代芸能につきましては、これはまあ会場があいたときに使わしめるという程度であつて、無視していいないといつても、これは中心の対象としてはこの国立劇場からは全然除外されておると率直に言つたほうがはつきりするのじゃないかと思ふような御答弁でした。あくまでこれはきわめて厳密に限定されたところの伝統芸能の保存、公開、養成のための劇場であるというふうにとれるわけでありまして、そういうふうな割り切るとすれば、そのこと自体を私は頭から否定する必要はちつともないのであります。ただ国の大きな芸術に関する政策の基本的な方針として、国立劇場というものはもうこれでいいのだというお考えに割り切つたともいえないし、はつきりそうではない、将来は大きく他の分野についても国立劇場を、たとえば第二劇場をつくるなり、そういう構想は持つておられますかというところでもない、その辺がどうも箇切れの悪い御答弁なんです、これはどつちなんですか、そのところをもう少し明確にお伺いしたい。

○村山政府委員 新しいものに対する態度は、御指摘のように、率直に申し上げますと、箇切れの悪い実情であります。シャットアウトするつもりもございませんが、さればといつて、何かやるとすればどうやるのだという御質問に對しまして

お答え申し上げる具体的な問題は、現在のところ持っておりません。

○長谷川(正)委員　そこで私は、この今回の法案で対象とされておる伝統芸能以外のもう少し広い分野のわが国の芸能についてどうするかということとを、こういう法案を審議する機会に、少なくとも将来の展望を明確にしておいていただきたいというところが一つあるわけです。これはこの劇場設置に至る経過の中にもすでにたくさん出てきておったことなんです。当然、もし今回のこの法案の中でその部分は切り捨てられるとすれば、これについてもあわせて明確な方針を出しておいていただきたかった、また少なくともこの法案審議の中でこれを明確にしておかないと、将来もう一ぺんこういう問題を取り上げるということが非常に遑回りをするのではないかと心配があるわけです。ですからその点を、これは大臣からほんとうは答弁いただきたいわけですが、政務次官からお答えいただいてもいいし、また後ほど大臣からも伺おうと思うのですが、それはこれ以上は押し問答になりますから一応保留いたしまして、今度伝統芸能の問題について少しお聞きしたいと思うのです。何か宮地さんおっしゃりたいことありそうですが、何かありますか。——それじゃ一応ここで質問ということにして答弁を求めます。

○宮地政府委員　古典芸能以外の現代芸能といゆる古典でないほうの芸術関係の演劇につきましては、文部省といたしましては芸術文化の振興という点から従来からこれにいろいろな施策をしてきておるところでございます。たとえば芸術祭のような催し、金銭的にはわずかでございますが、すでに二十年近くの伝統を持つ芸術祭を通じての演劇振興をいたしておりますし、また数年前からでございますが、特に創作活動等を中心にしたしましてそういう演劇関係の団体に助成金の交付をいたしております。そのほかいろいろな顕彰、選奨といった、主としてそういう関係者のいままでの努力に対しましては精神的な報いというようなこと

で、金銭的にはわずかでございますが、そういった一連の芸術振興策を打ち出してあります。もちろんこれで十分ではございませんし、まだまだこうしたことはもっとも努力しなければならぬ問題だと思います。と同時にその関連におきましてそういう方々に対する劇場ということも一つの関連する大きな問題かとも思います。したがって、先ほど大臣も答えたように、今回の国立劇場は主として古典芸能の保存、振興、ということが中心になっておろうかと思えます。したがって主催公演等はされませんが、三分の一程度あいておるときには古典でないものも積極的に取り入れていただくようにしたいと思えます。また独自のそういう劇場ということにつきましては、従来の経緯もございまして、また関係者の熱意、希望、意見等を勘案して十分将来の問題として検討していくべきだ、こういうふうな考えでおります。

○長谷川(正)委員　ただいまの御答弁はそれとして、広い分野に文部省として十分関心を持っておるといふ意味での御答弁はよくわかります。しかし国立劇場をつくりましたについては、いま御答弁のあったようなところからさらに一歩を進めてこういう劇場がつくられた、こういうふうな私どもは前向きな姿勢で解釈をしております。そういう意味でさらに伝統芸能以外の分野の芸能につきましても前向きの姿勢の施策をこの際あわせて明確にしておいていただきたいということを再三申し上げておるわけなんです。

そこで、その問題については一応保留しまして、伝統芸能といふほうの問題に限りて少し議論を進めてみたいと思うのですが、伝統芸能が、確かに今日のいまの世の中の芸術を国民が迎える実態の中で、このままにはうっておけばそういう古典的なものが減っていく。もう非常な危機に瀕している。これは再三指摘されたところなんです。これをこの際国家が国立劇場をつくり、その中でこれを十分保存されるように、こういうお考えはわかるのですが、しかしこれとても予算の裏づけや今後の管理運営をよほど適切にしませんと、私は、な

かなか口で言うようにうまくいかないんじゃないかと心配するわけです。

まず第一に、私は芸能人でもありませんし、そのほうの深い研究家でもないのですから、しろうとでありますけれども、その考えから見まして、この伝統芸能をまず保存するというこの中には、すでに現在も事実としては失われているようなものを研究、発掘して、そうして再現をして、江戸時代にはこうであったのだということを明らかにして、それをもう一ぺん保存して、いつでもそれが見られるような役者の状態も、大道具、小道具もつくっておくという、こういう面が私はあると思うのです。これはそのときの時代の国民生活と直接関係なしに、歴史的事実としてこういう古典があり、非常にこれは歴史的に見てすぐれておる。しかしこれは直ちに現代の国民生活にすぐすべて大衆的にアピールするしないということとを一步離れて、すぐれたものとして保存するということが一つあると思うのです。

それともう一つは、古典の中のすぐれたものがあるという他の芸術に影響を及ぼしていくという面があります。これはこの劇場ではあまり取り扱う部門じゃない。たとえば能率のすぐれたものの精神なり形式の一部が映画の中へ取り入れられていくというところは、従来も幾つかあったと思う。そういう意味で野心的な監督がいろいろ日本の古典の中から学び取ったものを映画として、それを近代芸術の中に再現している、あるいはそれを開花、発展させている、こういうような問題があると思えます。そういう分野はここでは扱わないと思えますが、古いあるがままの古典芸能をそのままに再現し残すということと、古典そのものの、民族の精神、そういったものをいまの生きた時代と結びつけて古典としてそのまま発展させるという面があると思うのです。それにはやはりすぐれた伝承者があり、すぐれた俳優なりあるいは創作家なり、そういうものが十分に動員されてやらないと、これはなかなかうまくいかないのではな

案ではどの程度まで掘り下げて考えておられるのか。それは数字的に具体的にこういうふうに向きに創造していくような作家というものについての養成についても、このくらい考えている、——

学校が併設されるというふうなことは出ておるようでありまうけれども、そういう点について、その伝統芸能を公開しあるいは伝承者を養成し、調査、研究をする、こういうふうなことにうたっておりまうが、これ自体もこの法案の中で十分はたして保障されるのかどうかという点について、私はまだ非常に危惧を抱くのですが、何かなるほどと私の胸に落ちるような御答弁がいただければありがたいと思うのです。そういう点についてのお考えをひとつ掘り下げて承りたいと思います。

○村山政府委員　国立劇場ができて、従来のやり方と抜本的に変わったような新しい演劇上演方法を直ちにとれるものではないと存じます。私どもは、伝統芸能は重要であります、長い伝統の中に好ましくからざる面が膠着していることも承って知っておりますし、それからすたれておって掘り起こさなければ日の目を見ないようないろいろな脚本だとか、それから上演の様式だとか、振りつけだとか音楽だとか、そういうものがあることも承知しております。そういうものがある程度復活上演をするというふうなことも国立劇場の重要な目的の一つになると承知しております。それから御指摘のありました大道具、小道具、装置その他につきましても、承ります。現在の劇場における様式は、伝統といつてもせいぜい明治以後ぐらいにできたものを踏襲しておるのでありまして、江戸時代の様式に至ってはほとんどわからないといつても差しつかえないような状態でありまして、そういうものを調査、研究して掘り起こすことも必要である、かように考えております。しかしそれらを一挙にやるということとはどういふのでないかと、いろいろ弊害は除去しながら、さしあたっては大体いままです歌舞伎なら

歌舞伎がやっておりました線を修正しながら延長してやっていくというようなつもりでおります。

具体的に申しまして、たとえば俳優の出演様式などにつきましても、国立劇場というからには、専属の俳優を持たなければ意味がないという御議論があります。それは正論だと思いますし、おいおいはこういう方向に努力はしなければならぬと思いますが、いま直ちに専属俳優を持つということには、現在どこかにおける俳優を引き抜くということにはかならないわけであります。そういうことはやらないつもりであります。俳優につきましては、大体現在、他の劇場に出てる出演料とほぼ見合う出演料によって、他の劇場に出演しておる契約と大体似たような方式で契約をしてやっていきたい、かように思っております。

ただ自主公演の場合は、上演に必要な企画、制作、演出、照明等のスタッフはもちろん国立劇場の専属の職員として用意するわけでありまして、国立劇場が用意した職員と、それからこれも御説明申し上げました評議員あるいは専門委員等の意見に従ひまして企画、制作をする、俳優は契約でいく、大道具なども、現在専属の道具製作会社を保持しておる劇場もありますが、国立劇場といたしましては、さしあたり既成の業者と契約することによって用意をする、そんなぐあいに考えております。

伝承者の養成の問題も、これはまさに重要な問題であります。初年度の事業としては、とにかく幕をあげるものが先決問題であるということからいたしまして、二年度以降の問題としてとりあえず小規模のものからおいおい育てていきたいというぐあいに考えております。

その他さしあたりは、とにかくスタートをさせて、国立劇場にふさわしいあり方、運営の問題は、評議員、専門委員その他関係識者の方々の御批判、御指示を受けながら改善をはかっていきたい、こういうぐあいに考えております。

○長谷川(正)委員 これは、始めるとなれば非常に御苦心の要ることだと思いますし、なかなかい

まのお話を伺っても私自身何となくいろいろな不安を率直にいつて感ずるわけなんです、いまの専属の俳優を置く置かないという問題、もちろんいま直ちにはといえば、これは引っこ抜いてくるということになりますので、そういうことはなさらないということとはよくわかるのですが、将来において、これは正論であるというおことばがありまして、これはどういうふうにお考えですか。

○村山政府委員　たとえば国立劇場で自主公演の対象と考へております歌舞伎、文楽、雅楽といった芸能の実態を考へてみますと、一番まとまつておるといふか、一つしかないというのは雅楽でございまして、これは宮内庁の雅楽部として、宮内庁の職員として存続しておるわけであります。こういうものにつぎましては、宮内庁がお手放しにならない限りは、宮内庁で身柄のほうは預かつておいて、上演の機会を国立劇場で提供するというこゝとで当分はよろしかろうと思ひます。

それから文案の問題は、これは数年前に文案協会というほぼ一本化した団体ができまして、そのほかにたとえば徳島県の方には民間の人形浄瑠璃があるようでありますが、そういうものを除きますと、文案関係では一本化したしました。そこで国立劇場で自主公演をやるにいたしました。これを直ちに形式的な専属にしないで、文案協会の話合って、国立劇場に文案関係のわかる企画担当者置いて企画製作すれば、専属俳優を持った自主公演と実態的にはほとんど変わりなからうと思います。

問題は歌舞伎でございまして、歌舞伎は、もう御承知のように、現在ほば松竹と東宝がそれぞれ、二対一くらいの割合で俳優を持っておりますし、それから公演もやっているわけであります。将来、専属俳優を持つか持たぬかということで、クリティカルなデリケートな問題を起すのは、おそらく伝統芸能の範圍では歌舞伎だろうと思ひます。これにつきまして、将来の理想としては、専属俳優を持つべきであるということは、現段階で

も申し上げてよろうと思いますが、それをどう
いう時間的テンポで、どういうぐあいに実現して
いくかということは非常にデリケートな問題が起
こりますので、東宝や松竹のお考えもありまし
うし、国立劇場発足後の情勢を見定め、現実に俳
優を持っておられる松竹や東宝の御意見なども聞
き、もちろん識者の御批判、御意見は承るわけ
ありますが、ざくばらんに言えば、関係者が相
談づくで伝統芸能の保存という観点から歌舞伎は
こうやったほうが良いという線が、おのずから出
てくるのではないかと思いますので、そういう線
に従って善処をはかっているといきたい、多少あいまい
なお答えで恐縮ですが、そんなぐあいに考
えております。

それからこの三つ以外の伝統芸能の分野は、邦楽、邦舞、民族芸能、こういうことになりますと、これは必ずしも専属というようなことばにこたへないで、だわらぬでもよろしいのではないかと、とにかくりっぱな満足すべき舞合装置のある公開の場所を提供していけば、さしあたりはよろしいのではないかと、その余の問題はおいおい考えていってよろしいのではなからうかと、こんなぐあい考えております。

○長谷川(正)委員　現段階でのお考えはよくわかりました。おそらくどなたがやっても、やはりそういうところからやらざるを得ないだろうということはずなずけるのです。そこで伝承者の養成とというのは、いまのように各部門ごとに違った様子にあるわけですが、これはそれぞれ伝承者の養成というのは、国立劇場としてはどういうふうにおやりになる方針ですか。

○村山政府委員　当画の問題とて、伝承者の養成にまず着手したいと思っていますのは、歌舞伎の分野でございます。それ以外の分野は、さしあたり国立劇場としては考えておりません。情勢によって考えたいと思います。

なお、歌舞伎を取り上げることでありませんが、歌舞伎は何と申ししても、質の点は別といたしまして、量的に伝統芸能の主たる部分を占

めておりますし、伝承者の問題といたしまして
も、非常にむずかしい問題を含んでおりますし、
また歌舞伎俳優を養成すると、他の演劇分野にも
プラスになるのじゃないかと思われますし、また
歌舞伎関係者の中で伝承者の養成に關してかなり
の熱意の高まりがあり、現実にある程度おやりに
なっておるわけでありまして。歌舞伎関係者は現在
それぞれ所属はいろいろございますが、歌舞伎を
保存、振興をはかりたいという目的のもとにおき

ましては「歌舞伎保存会」という団体を結成して、本化しております。この歌舞伎保存会におかれまして、現在すでに伝承者の養成計画を始めておられます。これは学校というものよりは、むしろ勉強会といったようなものが主体になるわけでありませんが、ついせんだつても東京の農協ホールで第一回の勉強会をやりまして、かなり好評を博しておられました。そこで、国立劇場におきましてもそういう伝承者の養成のための養成所の施設を提供いたしましたし、生徒の募集して自主的にやり

の指導者をかかえるよりは、歌舞伎保存会の方の熱意を拝借したらどうかというぐあいに考えております。現に先日この委員会でも三津五郎さんがありまして、参考人としてお述べになりましたように、保存会の方々も、必要だ、できたら自分らはぜひやってみようという御意向を表明されております。国立劇場では場所や経費や事務を担当して、指導者のほうは歌舞伎保存会を中心をお願いして、関係者の協力して伝承者の養成をはかっていきたい。その規模内容等は、小規模からスタートして必要に応じて拡大をはかっていきたい、そういうぐあいに考えております。

○長谷川(正)委員　先ほどあいている期間を他の芸能、伝統芸能以外の分野に開放すると申しますか、できるだけ便宜をはかって使ってもらおうということがありますが、それと関連しまして、この伝統芸能のほうもこれを保存し公開し、あるいはよく伝承者を養成していくというためには、これは相当のけいこというようなのが必要。この

間の参考人のお話にもたしかあったように思うのですが、けいこというものは、相当要るのであつて、つまり自主公開というふうなことをしている以外の時間を、ただ舞台に登るのでもなくて、裏の楽屋のようなところか教室のようなところで、本舞台並みの大声で練習するのがほんとうのけいこであるのに、そのありのままのけいこはほんのわずかしかならずに実際上演してしまふ、こういうような悩みを訴えられておつたように聞いたのですけれども、そういう点から見ると、あいていというふうな期間をやはり相当——伝統芸能そのものに限りましてはほんとうに、公開はするわけですから、保存したり伝承者を養成したりというふうな点の中に、そのことを本格的にやり出せば、そんな余裕がはたして出てくるのか、こないのか。そういう点は、これは専門家をさらに招いていろいろ聞きたいと私は思うのですけれども、現在はそういう点では非常に演劇が薄っぺらになっているというところが嘆かれていますね。興行中心になってきておるから。本番でのけいこということをほとんどしないまま、初日のふたをあける日が本格的なけいこの最初の日だというふうな上演のしかたが非常に多いと聞いておる。そういうことを救つて、本格的なものをつくり上げていくというのが、やはりこういう国立劇場の大事な使命じゃないかと思うのです。そういう点から考えますと、さっきの公開するということが非常に矛盾が起つてくるのじゃないかというふうにも思うのですが、そういう点について一体どういうふうにお考えですか。

○村山政府委員 まず付帯業務として、他の企画に対する場所の提供であります。それはあいていにある場合には使わしてやるというのではなくて、計画には計画的にあけておくつもりであります。ほぼ年間の三分の一程度といまのところでは予定しておりますが、これは実情に応じて伸縮があらうかと思ひます。したがって、その他の劇団にもすでに、法律はまだ通りませんけれども、国立劇場の準備室のほうで、使う計画の有無等につ

きまして御相談に入っております。十分計画的に便益を提供したいと思つております。

それからけいこの問題であります。これは国立劇場における自主公演につきましても、一般の劇場の場合よりも十分ないこの時間をとりたいと思つております。ただ中に、俳優の方で、けいこというのはやり過ぎて気分がだるい、長過ぎるのも考えものだといふお考えもあるようでありますので、長過ぎても困りますが、必要にして十分だけのけいこはやるようにしたいと思つております。

それから、自主公演以外の企画に対するけいこの場所の提供であります。そのためにこの国立劇場には舞台の裏のほうに、けいこの場所は一般の劇場よりは潤沢にとつてあります。非公開放の勉強会などにも場所の提供をはかるつもりであります。そういう点につきましては現在すでに予備的なお話をしておりますが、発足後はさらに十分関係者に御連絡をいたしまして、便益の提供をはかつていきたいと思つております。

○長谷川(正)委員 次の質問者も控えていますから、私まだ聞きたいことがあります。そろそろ終わりにしたいと思ひます。

この運営の経費は、資本金は政府が出し、その後必要があればさらに政府が出す、こういうことになっているのですが、全体の管理運営について、将来また、公営企業じゃないけれども、独立採算制みたいな考えがだんだん入つてきて、なるべく収益をあげるようにというふうな、そういう方法にいつてしまつて、一番大事なものが圧迫されていくような心配がないかどうか、この点についてひとつ明確にしたいと思ひます。

○村山政府委員 国立劇場の経営は独立採算という考え方はとっておりません。しかしながら、赤字が出れば無条件で埋めるといふような約束ももちろんないわけでありまして、これは営利はもちろんだといたしてはおりませんけれども、やはり劇場で入場料を取つてやるからには、できるだけけいこを出して多くの観客を集めて、収入も合理的に

的にあげられる限りは努力して確保して、それで足りないところを国が補助する、こういうかまえておるわけでありまして、収入をあげがために本来の目的を曲げるというふうなことがないようにすることは、まさに国立劇場関係者の重大な責任、使命だと考えます。これができますれば、国立劇場の役職員が運営するわけでありまして、文化財保護委員会は予算その他の面で援助をするという立場になるわけでありまして、関係者が一致しまして努力するべき課題であるというぐあいに考えております。法律の上で明確に、赤字は必ず補てんするというふうな字句こそございませんが、そういう精神で運営してまいりたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 ただいまの御答弁で一応わかりましたけれども、やはり入場料を取つてやるというふうな点になってきまして、なるべく収益をあげて、足りないところは国が補助する、国が出す、出発当初からこういうふうな姿勢ですと、おそらく、これは大蔵大臣なんかに来ていただいたこの審議を十分聞いておいていただかないといけないのじゃないか、将来できるだけ金を少なく出して、そこで独立して経営できるようにするといふような政治的圧力の中で、本来の趣旨が大きくゆがめられていくのじゃないか、こういうことを私は心配するのです。出発にあつて真にすぐれたものが育つてくるのが、おのずから収益があるかあがらないかは別として、価値も認められる、国が金を出してもまた出さなくても、どんどん収益があがることになるかとも思ひますけれども、ともかく最初からそういうところにひつかつていまして、非常にゆがめられていくおそれがあることを強く強調しておく必要があると思ひます。こういう点につきましてもさらに大臣がお見えになりましたら深めたいと思つたのですけれども、一応あとの質問者もおりますから、私の質問はこれで終わっておきます。

○八田委員 川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 議論の煮し返しになるかも知れ

りませんけれども、この設立の経過についてさらに詰めてみたいと思ふのです。

ただいま長谷川委員あるいは先般落合委員からいろいろ質問されてまいつた点であります。が、先ほどの村山局長の答弁は、みずから歯切れが悪いと言つておられますが、確かに歯切れが悪い。その点は、しかし単なる歯切れの問題か、根本の問題かといふことになってまいります。この法案の第一条の関係、目的、そういうものとの関連からいいますと、単なる歯切れの問題では済まされないのじゃないか、根本的な、プリンスブルの問題にも入つてくるように思ふわけです。それは当然大臣に言つてもらいたいわけでありまして、この点は後ほど大臣に追及いたしますが、具体的な経過でお尋ねしたいと思ふのです。

先ほどの局長の答弁も、建築上の問題で現代芸能をはずした、こういうことでしたが、そのとおりですか。

○村山政府委員 建築の問題がきめ手となったのは事実であります。そののみであるといふことは断言できないと思ひます。

○川崎(寛)委員 この経過の概要を読んでみますと、一ページのところに、当初伝統芸能と現代芸能を含んだ第三劇場までつくる案があつたわけでありましたけれども、これが建築基準法等の関係で不可能になった、こういうことで三十五年九月二十二日に修整検討することになり、三十六年に修整可決、こういうことになっておるわけですね。つまりこの修整可決になったときの根本方針は何ですか。

○村山政府委員 国立劇場をいよいよつくるということになりましたれば、建築の問題ももちろんであります。が、あり方の問題、それから運営方式の問題を総合的に判断して方針をきめなければならぬ筋合いのものだろふと思ひます。ところが、三十四年ごろの一番大きくなつた計画は、まずもつて建築の面から客観的に不可能となりましてしたので、自余の問題は必ずしも十分検討を尽くさずし

て、とにかく伝統芸能を先にやるということが三十六年にきまつたように承っております。

○川崎(寛)委員 とりあえずという言い方ですとだいたい通つてくるのですね。いまのあれは建築上の理由からとりあえず伝統芸能になった、こういうお話ですが、修整可決をして、その答申を受けて文部省は具体的な建築の計画にかかったのだ、こういうことになりまして、国立劇場法案も、法案として出てきた第一の目的、基本目的というのはこのときにきまつた、こういうふうに見るべきだと思ふのでありますが、そのとおりでありますか。

○村山政府委員 そのときにきめたという具体的な証拠はございませんが、精神においてはそのときにきまつたと申し上げてよろしいのではないかと思います。

○川崎(寛)委員 そが、現代芸能関係の皆さんが、特に先般千田是也さんがお見えになられてお述べになられたときに、参考人として出るについて、資料を受け取って初めてその第一の目的というものがはつきりわかつた、こういう点でたいへん憤激をされておられるわけです。そういう点と、三十六年の二月のときに基本方針がきまつておるといふことになれば、それまでの間、現代演劇の関係の方々も、国立劇場設置のためにいろいろと一緒に御努力になつてきており、あるいは委員として参加してこられてきておられるわけです。それが建築上の理由を主にして、こういう方向の方針転換といふんです、それが三十六年になされたわけでありまして、当然そのときに、この設立にかかると国立劇場は伝統芸能のみを対象とするものだという方針がここで明確になり、そうしてそれらは、関係の方々に対して十分に連絡をされ納得をされてしかるべきだと思います。先ほどの大臣の御答弁では納得されたというふうな意味にとれたわけでありまして、その点はだいたいが事実と違ふような気がいたすわけでありまして、そういう点について、この取り扱いについて、具体的な措置の上においてこういう手落ちがなかつたのかどうか。あるいは基本方針を進めていくについで、これまで関係してこられた皆さん方が伝統芸能だけでやむを得ない、つまり国立劇場というものは文化財保護の立場から伝統芸能だけというふうなことに十分御了解の上で、そういう方針を決定しながら自後の作業が進められた、こういうふうな理解をしてよろしいですか。

○村山政府委員 三十四年ごろの現代芸能を含む計画は計画案としてはございましてけれども、文部省の方針としてそのような方針を立てるに至らない段階で、建築上の問題を主たる理由といたしまして、計画案そのものが縮まって、文部省の方針としてきまりましたのが、伝統芸能の現在の形、国立劇場案であつたと申し上げてよろしいのではないかと思います。その間において関係者に対する御説明が御納得がいかかつたと思へば、私どもの手落ちでありまして、その点はおわびを申し上げなければなりませんけれども、方針としてきまりましたのは伝統芸能だけでありまして、一たんきめた方針を曲げたということにはならないのではないかと思つております。

主たる理由であるからにせよ、伝統芸能を主とするという器まで一たんきまりましたので、法案としては、これは基本法や憲章的なものであればいざ知らず、特殊法人設立を主たる内容とする法案としては、器にふさわしい目標を掲げた。新しい問題は次の課題というぐあいに申し送つた次第であります。

○川崎(寛)委員 そのところが歯切れが悪いのです。つまり法律案になつてみて、国立劇場というものは文化財保護だけだ、そういう立場でこういうことが明確になつてきておられるわけですが、将来の問題として残されておられるのだというふうなことは、当然この修整可決で一つの基本方針がきまるといふときに、あわせてその展望もなければ、それまで走らされた現代芸能の関係の方方は納得をされなかつた。それらの方々は、引き続きものとして理解をしておられたから、今日まで一応伝統芸能を中心にするということについて異存なくまいられたと思ふのです。しかしこの国立劇場法案として出てきておりますこの法律の精神というものは、これは全く伝統芸能だけを対象に考へておられる、こういうことであつて、そのときの何とはなしにもやもやと移つていった移り方といふふうなものです。だからそこがこの国立劇場設立のために御協力なさり、また努力をしてこられた皆さん方について、十分な説得というのか、その辺の御納得の上でこういう方向に踏み出したというふうな受け取れないわけですか。どうですか、その辺、たいへんくだいすけれども……。

○村山政府委員 弁解を申し上げるようで恐縮であります。三十六年以前におきましては、現代芸能の問題は、方針としてそういうものは入れないんだということではもちろんございせんが、入れるんだという方針も確立してゐなかつたわけでありまして、三十六年の段階で、最終的な腹をきめまして、その経過につきましては、当時準備協議会に御出席でなかつた方もございまして、文書で御連絡申し上げて御了解を願つたと思つておつたわけでありまして、それが不十分であつたとすれば、私どもの手落ちでありまして、その点はおわびを申し上げなければなりませんけれども、経過として、何かきまつておつたものを曲げてしまつて、ペテンにかけたというふうなことで決つてないんじゃないかと考へております。

○川崎(寛)委員 つまり、三十六年のこの方針がきまつたときに、関係の方々には引き続きものとして理解をしていくわけですね。皆さん方は、そこで切れてゐるんだ、切れてゐるというのか、その前がまだ全然方針でないんだから、この三十六年初めて基本的な方針になつたんだ、こういうふうな皆さん方は計画の過程の中ではいわれると思ふのです。ところが関係してこられた方々は、そもそもその出発からの運動経過がずっとあるわけですね。当然その中で切れたものとしては考へてゐない。しかしそれが皆さん方は、そういう方針を変更したんだとかあるいはペテンにかけたんだではないんだ、こういうふうにいわれるけれども、そのこ

理解のしかたはたいへん違ふわけですね。
〔委員長退席 八木(徹)委員長代理着席〕
そうしますと、ここで現代芸能関係の皆さん方は、十分に了解をされたものとして出発したものではなかつたらしいということは、いまの時点で感じられるわけですか。

○村山政府委員 私どもとしては、御連絡も申し上げましたし、御了解願つたと考へておつた次第でありまして、それでなかつたと思へば、やはり努力の不足であつた、率直におわびを申し上げます。三十六年の時点で、今度はやらないという問題にはなつたわけでありまして、いままであれだけ議論しておつて、今度はやらないということであれば、引き続きの問題であると当事者の方がお考へになることは、いまから考へますと無理からぬことのように思われます。そこら辺でも、きつぱりした言い方をしたほうがよかつたのかどうか、だいたいが古い話でありまして、私も申し継ぎとして承つておることを御説明申し上げておる次第でありまして、いまあらためて今回はこれで御了承願ひたいとお願ひするほかにないわけであり

ます。
さらに蛇足を加えますと、今回の案につきましては、二月に法案が内定しました段階で、関係者をお招きしまして御説明申し上げました。そのときに千田是也さんもお招きしたのですが、実はその際にお見えになりませんでした。新しい芸能関係の方々も若干お見えになりましたけれども、御説明に際して、実は法案そのものはお示ししなかつたのであります。法案の背景をなすところの考へ方の要綱を御説明申し上げまして、特に新しいものをぜひ入れろという御意見も出ませんでした。その点から、今回の問題としても、私どもは御了承を得ておると考へてやつてまいつた次第でありまして、その点はいわば見通しが甘かつたというところになるわけでありまして、おわび申し上げますが、現在の時点としましては、るる申し上げましたように、現代芸能をどうするかという問

題は、三十六年の時点で、今度はやらないということになつたわけでありまして、いままであれだけ議論しておつて、今度はやらないということであれば、引き続きの問題であると当事者の方がお考へになることは、いまから考へますと無理からぬことのように思われます。そこら辺でも、きつぱりした言い方をしたほうがよかつたのかどうか、だいたいが古い話でありまして、私も申し継ぎとして承つておることを御説明申し上げておる次第でありまして、いまあらためて今回はこれで御了承願ひたいとお願ひするほかにないわけであり

題は、将来の課題としてやるとしても、この法律を改正して取り込むのか、別途何かやるのか、いろいろ検討しなければならぬ課題があまりにも多過ぎますので、今回の国立劇場法案とからめてやることは御容赦願いたいというのが、この法案を提出しております。直接事務を担当しております文化財保護委員会事務局の考え方でございます。

○川崎(寛)委員 二月の十日に準備室のほうから国立劇場運営の基本的な考え方というものについてお示しなされて、それが了承された、こういういまの御答弁だと思ふのです。実はこの国立劇場運営の基本的な考え方という刷りものは、資料としてよこしてくれと言っておいたのですが、これは手元にはきておりません。そこでどういう内容なのか、いまの説明以外にはわからぬわけですが、たまたま三分の二がこうで三分の一は貸し劇場にします、こういうような説明のしかたであり、あるいは組織はこうなるのだ、こういうふうな説明の程度はなかったのか、こう思ふのです。つまり国立劇場なる法律をつくる、その法律の基本目的が今回提案をされておりますこういう法律だ、そして業務内容はこういうものだという形で御説明になられたわけですか。

○村山政府委員 実は二月十日には関係団体の方々をお呼びしたわけでありまして、その際に御配付申し上げた国立劇場運営に関する基本的な考え方というプリントは、この委員会にも御配付申し上げた資料とほぼ同じ内容のものでございまして、実はこれは直接関係者でございまして、もう少し詳しくものを差し上げまして御説明した次第でありまして、劇場の目的、事業内容、当委員会に提出しました資料よりも少し詳しく書き、説明も加え、御了承願った、かように考えております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、私は第一条の法案そのものに入りたいと思ふ。「国立劇場は、わが国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行ない、その保存及び振興を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とする。」こういうふうな明確に伝統芸能だけを対象に考えておられるわけですか。先ほども、将来の問題として現代芸能についても慎重に考えたい、現在はまだそれに対する考え方はないというふうにたいへんうまく逃げておられるのでありますけれども、その点はいかがですか。国立劇場と銘打つからには、当然に現代芸能も含んだものが考えられるのか、あるいは文部省の根本方針として、国立劇場というのは伝統芸能だけをやっていけばいいのだ、こういう考え方なのか。その点を、きわめてあいまいに将来の問題として残されているのだという形で、先ほど来大臣も局長も答弁しておられますけれども、その辺は、日本で文部省が考えておられる国立劇場というものは伝統芸能だけ、こういう考え方ですか。

○村山政府委員 国立劇場とは何であるかという議論をしますと、いろいろな議論があろうかと思ふ。ただ法案としては、そのような議論を網羅的に取り入れたような定義、目的を掲げるわけにはまいりませんので、具体的にいま建てておられる国立劇場の建物を中心とする事業活動の理念を忠実に書く必要があるわけでありまして、そこで、書けばこのような形になる。これは過去、未来にわたる国立劇場のあり方の一切を規定するのだというふうなつもりは毛頭ございせん。現在つくり、そこでやろうとする事業をやつてまいり、その理念はこういうことであるというのを忠実に書いたものでありまして、その意味で、この第一条はこの点はいへん割り切つておられるわけでありまして、割り切つたのでかえつてまた、割り切り過ぎて御批判をこうむつておられるというのが現状だと思ひます。

○川崎(寛)委員 しかし、その割り切るところにこれは問題があると思ふのです。そこに現代芸能関係の皆さん方が非常に気を使われる問題が出てくるわけであつて、国立劇場の基本目的としてあるべきものが書かれ、そしてその中に三宅坂に建てられつつあるものについては当面これなんだから、こうすればわかるわけですか。あるべきものは何ですか。

○村山政府委員 なる申し上げますように、あるべき国立劇場に関する議論はどうも討論が終結しておらないのじゃないかと思ひます。それを書こうとしておりますと、たいへん恐縮であります。国立劇場はなかなかできないということになりますので、今回はいま計画しております国立劇場を中心としたしましてこの目的を書いたのでございまして。

○川崎(寛)委員 そうすると、考え方はあるのですか。固まつていないと言ひますけれども、含んでいる考え方はあるのですか。

○村山政府委員 抽象的、観念的な国立劇場としてはいろいろな考え方があると思ひます。しかしこれは特殊法人国立劇場として、三宅坂に建物を建て、その建物を中心として展開する事業の指導理念としての目的でありますので、こういうことになったのでございまして。抽象的理念としての国立劇場というものは、別途十分議論に値する事柄だろふと思ひますけれども、それをこの特殊法人の目的として掲げるわけにはまいらない、こういう事情でございまして。

○川崎(寛)委員 つまり三宅坂にできつつある建物にかぶせる特殊法人としての国立劇場法だ、こういうことになりませんか。そうしますと、なぜそれを明確にうたわれないのですか。たとえば国立伝統芸能劇場とか……ナショナル・シアターとして「国立劇場は」と、こううたつておられるわけでしょう。だからあるべきものは、この国立劇場の設立経過の中でも、あるいは三十二年の七月の本委員会における決議その他等のあるからいけば、当然に現代芸能等も含んだものが考えられてきておられるわけですか。しかしそれが先般来る説明されておられるような理由で、伝統芸能だけを包含することになった。それであるならば、それにふさわしい名前を当然書くべきじゃないですか。

○村山政府委員 名称の問題としては、国立劇場というのはいままでなかったわけでありまして、今度できるとすればこれが唯一のものであります。

す。唯一のものに国立何々という名称を冠することとは、他にも立法例が多々ございまして。目的が多岐にわたる段階になりますれば、その段階で法律の修正をすべき課題だと思ひます。

○川崎(寛)委員 だからそのときに国立劇場にない方がいいわけですか。どうですか。

○村山政府委員 この問題はちよつと御説明の範囲を越えて、意見の問題になりますが、国にその種のもので一つしかない場合には限定する形容詞を入れないで国立何々、たとえば国立競技場あるいは国立青少年センターといったぐあいに、一般的な名称をかぶせております。たとえば大学ですと、商船大学というのがありますが、これが一つしかないときには、何も形容詞を入れないで商船大学というのがあつたわけでありまして。神戸にも一つできた際に、神戸を神戸商船大学とし、東京の分を東京商船大学と、あとで地名を入れて限定したわけがございまして。法律の立法の形としては、特別のものがいろいろできる段階で直せばよろしいのじゃないか、私どもはかように思つております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、現代芸能の問題については三十六年でぶつんと切れているのですね。切れているというよりも、ここであらう出された、こういうふうに見たほうがいいと思ふのです。それで今回国立劇場というふうなことで伝統芸能を扱う、こういうことになります。将来の問題だ、将来の問題として考え方は固まつていない、こういうことですが、どのように扱おうとしておられるのか。

○宮地政府委員 文化財のほうとしましては、いわゆる古典芸能が文化財の所管になっておりますので、その他の問題について文化財のほうで答えたいだけのことは恐縮に存じますので、私かわつて答弁させていただきます。

これは先ほど長谷川委員からの御質問もございまして、私ども現代芸能を含めまして芸術の振興助成ということを考えておりますが、その場合、現実に行政として行なつておりますのは、芸

うように考えますから、世論等も聞き、またそういうような諸般の關係事項は今後これとは別の問題として検討すべき課題ではないか、こう思っておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 事務局長にお尋ねしたいのですが、この国立劇場を建てていくについて、外国のいろいろなものを向いて具体的に調査されたことはあるのですか。

○村山政府委員 事務局の職員が出向いたことはございませんが、いろいろ御協力願いました方に、ついでお願ひして調査していただいて、資料などは特にお願ひして調査していただいて、資料などもちょうだいしております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、根本的なプリンスブルの問題として大臣にお尋ねしますけれども、全く現代芸能の問題は将来の問題だ。だから、国立劇場と銘打つこれも、第一の目的からすると、伝統芸能劇場とか古典劇場、あるいは国立古典劇場という名称がふさわしいと思う。そういうもので、先ほど言われたような将来の問題として含んだときに初めて国立劇場、こうしてこそ名も体をあらわして行くと思うのです。ところが、あえて国立劇場、こういう形で打ち出されたその根本には、要するに国立劇場においてはそうした現代芸能を含むという考え方は、ここ当分ないというふうに理解してよろしいですか。

○中村(梅)國務大臣 いま名称の問題について御指摘がございましたが、将来新劇関係の劇場を別につくる時期がくれば、そのときにはやはり古典芸能を中心としたこの劇場との関係もありますから、名称の問題等を考慮しなければならぬ時期がくるかと思うのでありますが、現段階では、ずっと長年かかって煮詰まってきた、そういうことで建設ができ上がったわけですから、やはりこれはこれでいい、そしてもう一つは、この国立劇場で古典芸能の自主公演、あるいは伝承者の養成等をやりますほかに、せっかくこれだけの劇場ができ設備があるんだから、新劇の方々も使いたいという希望があれば、それはそれぞれの運営委員会が

できたら運営委員会で、そういう方々に使わせるのに、申し込み順や何かもあるでしょうから、そういうものをどういうふうな整理して提供するか、これは運営委員会が御審議を願って、きめていただいで使つていただくことになりまして、そういうふうな使い方を、いろいろな次の段階のしほりができてくるということを見ながら、並行して検討していったら今後よろしいんじゃないだろうか。

それと同時に、そういうことをやっておりますうちに、新劇関係もいろいろな派がたくさんあるようですから、これが一体どういうふうな力を統一して、次の新しい劇場をつくらせる方向へいこう、あるいは協力をしよう、こういう態勢も次第に醸成されてくると思ひますから、そういうものをにらみ合せて今後やっていったらいいのじゃないだろうか。とにかく今回の場合は、長年かかってこの方向へきてしまつたのですから、——もっとも協議会があり、そして協議会がいろいろな機関の整理の關係でなくなりましてからも、そういうメンバーに御相談をしてみましたから、その段階でとんでもないことだと言つていきり立つてまともでないでいておれば別ですけれども、一応まとまつてしまつて、いまの形のものをつくろうということでき上つてしまつたものです。それから、とにかくこれでスタートして、そして古典芸能のほうでも、そういうふうな文化財保護のよきな気持ちで古い日本伝統のものを保存し、生かしていくということ、新劇関係もそれに織り込んでやっていただくことはやっていたべきながら、そして次の段階を生み出す、あるいは具体化する、こういうことになるのが順序ではないか、私はとらわれない気持ちでそう思つておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 その将来の方向についても少し明確な方針を示してもらいたい。ただ将来の問題として、現代芸能關係については慎重に検討しよう、こういうばく然とした検討事項なんです、もう少し明確な方針は出ませんか。

○中村(梅)國務大臣 これはどうも私のほうから明確にするよりか、行政機関というものはやはり世論や関係者の要望やそういうものをにらみ合せて歩くのがほんとうですから、こっちが先に、先の方針はこれでございますと言ふことはいいが、なものであるか。むしろ国会なんか、国会の意思はこうなんだ、おまえらもこういう方向で考えろとか、こういうことなら別でございますけれども、まだそれも承らないうちに、全体の意思がはつきりしないうちに、私のほうからこの方向でいきますとはちょっと言いにくいというのが現状でございます。

○川崎(寛)委員 それじゃひとつこま問題局長にお尋ねしますけれども、この法案の附則の第十一條、入場税法の一部改正がここに出てくるわけですが、これは実は社会党の大蔵委員の理事諸君とも打ち合わせをしておるところでありますけれども、入場税法の一部改正が大蔵委員のほうで扱われずに、この国立劇場法案の中で扱われておるわけですね。これは大蔵省に聞いてみますと、従来の文化財の公開の場合には入場税が免税になつておつたわけですね。そうすると、この判断は文化財保護委員会が持つておる、つまり文化財保護委員会が判定をしたものが無税、こういうことになつてくるわけですね。

○村山政府委員 これは個々に判定するわけではございませんので、文化財として指定をされたもののみを公開する場所ということに相なつております。したがって、有形の文化財であれば、国、重文のようなものを公開する場合に入場税が無税になるものでありますし、それから無形文化財の場合には、無形文化財として指定された保持者のみが公開する場合に免税になつておつたのであります。今回、国立劇場につきましましては、「伝統芸能のみを公開する場所」というのを指定文化財のみに限定せず、若干広げたというのがこの改正でございます。

○川崎(寛)委員 そうしますと、伝統芸能といひましてもいろいろ定められますね。そして出しものについても定められてくる。こういうふうになつてきますと、公認の伝統芸能と非公認の伝統芸能、そういうものが出てくると思うのです。その点いかがですか。

○村山政府委員 公認、非公認と申しますよりは、この条文にありますように、「国立劇場が国立劇場法第一條に規定する伝統芸能のみを公開する場所」でございますして、これもほぼ客観的に明らかでありますので、文化財保護委員会が認定するといふよりは、事務局のほうで認定することになろうと思ひます。

○川崎(寛)委員 そうしましたら、このところを伝統芸能のみでなくて、国立劇場で上演されるものは無税、こういうふうにはできなかったのですか。

○村山政府委員 これは大蔵省主税局と折衝の結果、こういうことで落着いたわけでありまして、事務的にこれをさらに変更することは不可能でございます。

○川崎(寛)委員 事務的に変更することは不可能、考え方としてはあつたわけですか。やろうとしたわけですか。

○村山政府委員 文部省としましては、芸術振興というふうな観点から、芸術的なものはなるべくその入場税も非課税にしてほしいという一般的な希望がございまして、国立劇場の発足に際しましては、でき得れば、少なくとも国立劇場に限る限りは一切非課税にしたいだけだったわけでありまして、そのようなことで折衝もいたしました。が、大蔵省の考え方としては、やはり非課税というのは重大な問題でありまして、ほつておけば減るようなものの助成として明確に線が引ける場合に限定したいという気持ちがありまして、折衝の結果、こういうところで落着いたわけでありまして。

○川崎(寛)委員 これは、入場税というのは撤廃すべきだと思ふのです。しかし、せめてこうして国立劇場でやられるようなものについては当然無税にすべきだ。大臣、どうですか。せめてこ

れくらしい、ひとつ政治力を發揮して、財政当局とももつとやってみよう。方向はどうですか。

○中村(梅)國務大臣 これは事務当局としては法案をつくり出す際に、関係省とは十分に練りましてで上がるわけでございまして、この税関係については、大蔵省主税局と十分に折衝をして落ちついたところになって、まあ御承知のとおり、どの法案にいたしましたも、政府案として出します場合には、まず次官会議で、関係各省次官が集まって了承する、その全員の了承を得られたものが閣議に上がって、閣僚が了承するということになるわけでございまして、政令にしても法律案にしても、次官会議、閣議の議を経るものについては、一人たりといえども、一省たりといえども異論を唱えたものはあつてこないわけでございまして、ですから、異論のないものに煮詰めませんと、上にあがらないわけでございまして。この法案にいたしましたも、入場税関係についてはそういうような過程をたどつて、そして煮詰めた結果、大蔵省もこれならばよしという事で同意が得られて、それぞれの機関の満場一致の議を経てきたわけでございまして、どうも私もいままこで文部省だけの感覚で移動をするという事は事実上不可能、この点はひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 それじゃ事務局は、将来この問題でさらに所信を貫こう、こういうことでやられる御意思はありますか。

○村山政府委員 私どもは、先ほども申しましたように、文化的、芸術的な催しに關しまして、できるだけ入場税を非課税ないし軽減してほしいという希望を持っております。将来の課題としては、税法の問題は、私どもの立場だけではいけませんで、やはり公平やバランスを考えてやるわけでありまして、時々改正もあるわけでありますから、そういう際には十分御趣旨を体して努力はいたしたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 大臣にお尋ねしますけれども、そもそもこの国立劇場の關係の問題は文化財保護

委員会であつてきた、ここに出発の問題があるし、限界もあつたと思ひます。文化財保護という立場が基礎になつて貰ふてまいつておるわけですが、やはり芸術なり文化なりというものを振興さしていく國家の役割としては、いろいろとこれについては問題もありません。自由を束縛してはいけませんし、そういういろいろな問題もあるわけでありまして、フランスにおいては文化省、あるいはドイツにおいては科学芸術省、こういうことで広く國民文化の創造、發展のために努力しておるわけでありまして、そういう立場からいいますならば、今日の文部省におけるこの種の問題の扱いとしては、やはり機構上の問題もあるんじゃないか、こういうふうに向うわけですが、ですから文化省の独立といひますか、今度は文化局ができたわけですが、そういう方向に發展をさせていく考え方はないのか。

○中村(梅)國務大臣 これは御承知のとおり、もうすでに御意見が尽くされましたように、こういう経過を経てこの結論に到達しましたので、現在の国立劇場、この法案による国立劇場としましては、やはり文化財保護の精神が基礎でございまして、そのほかにもなるほどせつかくつくつた施設ですから、活用することはけつこうであります。が、中心は文化財保護の觀念の上に立つておりますので、やはり文化財保護委員会が主管していただくのが妥当であると思ひます。今後、先ほど来御議論のように新劇のみを中心とした国立劇場がつくられるような時期がくれば、これは今度文部省にも文化局という新しい局ができましたから、これは文化關係の一環としてそういう機関との關係で所屬關係をきめていくべきで、今日の段階ではやはり文化財保護委員会が所管をして進めるのが、知識も十分持つておりますし、材料も十分持つておりますし、そういう点で一番最適である、こういうふうに向うわけでございます。

○川崎(寛)委員 初めて國家が演劇や文化について保護をしよう、こういうことで出發をしていくわけですが、たいへん大事な問題になるわけですが、

れども、そういう意味では、文部省といひますか、政府といひますか、そのこうした演劇や文化に対する保護、創造していく、發展をさせていく、そういう意味での大きなビジョンというものが根本においては欠けておると思ひます。ですから、最初出發したところからいひますと、だんだんしりつぽみになつてきて、伝統芸能になり、そしてそれに固執して、からの中に閉じこもつてしまつて、將來の問題は遠い將來の問題として慎重にやりましよう、こういうことには後退をしておるわけですが、ですから当面やむを得ないにしても、それは大きなビジョンの中の一部として位置づけをされなければならぬ。ところが、この法律案に出てきておる精神、あるいはそのプロセスを見ますと、最初は大きく出ながらだんだん小さくなつてきて、ここからの中に入つてしまふ、こういう事態だと思ひます。その点、大中村文部大臣の大きな抱負を示してもらひたい。

○中村(梅)國務大臣 そこで、今度は幸か不幸か、こういうふうな諸般の事情で分かれたわけですが、考え方が、考え方としては、やはり伝統芸能の場合は保護という立場に立ち、新劇等の場合には奨励という立場に立たなければいかぬと思ひます。全体國家のように國が劇場をつくつて統制をするとか、あるいはどの都市に一つつくると、どの都市に一つつくるといふ行き方と違ひまして、やはり民間の創意くふうによつて新しい演劇なりそういうものが發達していくわけですが、これはやはりいろいろなものがある、この考え方、これはいろいろな流派ができるのと同じように、考え方も相違があると思ひます。これらを全体主義國家のように統合してやるのじゃなくて、むしろそれを助長奨励をする、こういう立場になるべきだと思ひます。ですから、奨励をそういう方面の盛り上がりなり、あるいは意思の統一なり、世論なりにもつとよくタイアップして新しい新劇の劇場をつくるということになれば、そのほうはもつぱら奨励というほうに向うので、やはり保護

という觀念とはよほど觀念が違つてくるのじゃないか。そういう意味からいへば結局一つ場所にならなければよかったのですが、一つ場所で一色しかできないということになつて今度これがスタートしますが、將來やはり場所も違ひ施設も違ひで……、そういう大體の本質の方向が違ひますから、そういう意味でこの落ちつき方もいたし方ない落ちつき方である私も考へておる。協議會の中にもいろいろなメンバーが入つておつたわけですが、いろいろな具體的に詰めた議を練つた結果、この国立劇場としては伝統芸能の保護、それから、伝承者といふものも、ほつておけばあんなにばかばかしい古いことにはやり手はないというこゝたになつても困りました。もしくは日本古来の芸能といふものが末長く伝承されて生きていく必要がある、これはほかの文化財保護と同じ觀念でございまして、そういうわけであります。ビジョンとすればやはりこれは方向が違ふわけでございまして。これはこれとしてスタートをさせるといふのが、いままでわれわれの前任者の方々が数代かかつてあれだけの施設をしてきたという経過であらうと思ひますから、私どもとしてはこの形でこれはこれでスタートする、別途また意味の違ひものは違ひ意味で研究をして、そうして時代に即応した進め方をしていくというように相なるべきじゃないか、こう思つております。

○八木(徹)委員長代理 本日はこれにて散會いたします。

午後零時五十三分散會